

平成31年2月定例会 熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会の概要

日時 平成31年 3月 1日(金) 開会 午後 2時41分
散会 午後 4時11分
平成31年 3月12日(火) 開会 午後 1時 3分
閉会 午後 1時40分

場所 第3委員会室

出席委員 長峰宏芳委員長
本木茂副委員長
板橋智之委員、新井豪委員、武内政文委員、田村琢実委員、木下高志委員、
小島信昭委員、木村勇夫委員、安藤友貴委員、並木正年委員、村岡正嗣委員、
中川浩委員

欠席委員 なし

執行部 篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、前田幸永農業政策課長

会議に付した事件

熊谷市上之地内における農地転用許可等に関する調査の件

その他

- 1 3月1日の委員会における執行部に対する質問のうち一部は、秘密会として行った。
(非公開であるため、本会議録においては該当部分を除いています。)
- 2 これまでに行った調査を踏まえ、3月12日の委員会において、調査報告書を委員会として決定した。

* 委員会の決定により、会議録は全文反訳として調製しています。

【小島委員配布資料を受けての質問等】

委員長

新井豪委員。

新井委員

今の御説明を元に、3点指摘をさせていただきます。

まず、付せん3のファクスにつきまして、ここには、「熊谷市」だけでは熊谷市役所なのか、又は熊谷市をにおわせた誰かなのか全く分からないところなんです、少なくとも開発許可の申請前に、東北地方整備局と熊谷市の誰かを結ぶ線があったってということが、これで判明しました。つまり、事前関与の疑いが高まったということでもあります。

2つ目は、この同じファクスに、「ご一報頂ければいただきに参ります」とあります。これは、新井機械の関係者である誰かがお願いした文章である可能性が高いんです。つまりこれ、収用証明書の書き換えの依頼をしたという疑いが、ここで判明しました。

そして3つ目に関しては、整備事務所が発行した証明書の名称を、「建物等移転」から「土地収用等」に、また「店舗等」というふう書き換える依頼をするためには、これ、熊谷市とは断定できませんけども、公共移転に精通している者の関与がなければできないのではないかと思います。

つまり、事前に熊谷市役所と新井機械の双方が調整を行って、東北地方整備局に働き掛けをしたという可能性があると思われる、つまり、熊谷市若しくはその精通者の関与が疑う可能性が高いということが判明したということを御指摘させていただきます。

以上です。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

一昨日、副委員長から緊急に開くということで、内容についてはお示しがなかったんで、どういうものかと思ったら、今日は朝日新聞に記事がありましたよね。

< 発言する人あり >

村岡委員

ええ、そうなんですよ。

是非、委員長、これからは事前にも内容もお示しいただいて、スムーズに調査が進むように御配慮いただきたいと思うんです。

それで、私からですね、とても大事な資料を自民党さんから出していただきました。

この出していただいた書類が信憑性の高いものっていう裏づけがないと、またどっかで狂いますので、番号打ってある1と2のところ、まず収用証明書、転用証明書で、日付が、これは入ってないんですが、それともう一つ、上の3分の1ぐらいのところで、ラインが入ってますよね。これは、全く送ってもらったそのまんまのものだったんでしょうか。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

はい、御質問ありがとうございます。

まず初めに申し上げますけど、送っていただいた資料をそのままコピーをさせていただいております。

日付が入っていないのは、これは役所の内部決裁で、この文書を出してもいいかと諮って、出してもよいということになった原本でありますので、これに、発行するときは、こっちは控えて、発行するときには、相手先の方には日付を出して、書いて、押して、記入して発行してるというふうに伺っておりますし、あと、この線はですね、割り印。自分のほうに残す書類の割り印の線の境だと思います。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

今、小島委員さんの説明で、そのとおりであろうと私も思います。

それで、これまでの証人等の質疑でもですね、田並前衆議員が、私にも、また皆さんにも、自分の方から具体的な数字とかね、そういうのは求めたことはない。まるで国交省が自分で判断して六千幾つに書いてくれてありがたかったという答弁ですから、ここ、今日出された資料からすれば、それへの疑惑だけじゃなくてね、もう既に、当初212点幾つっていうことで出したものが途中から変わってくるっていう。そこに今お話があったように、何らかの圧力が働いたと疑われるのは十分考えられることなんで、これをどういうふうに解明していくかっていうのは、いろいろ知恵を出さなくちゃいけないとは私も思います。

取りあえず、今、発言はここまでにとどめておきますけども。

【執行部に対する質問】

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、2点質問させていただきます。

先ほど、収用証明書に関する新たな資料が提出されたわけではありますが、過去に熊谷市の職員は収用等証明書はこれまでに見たことがない様式だったと証言しております。大里農林は、一般的な収用証明書とは違う文章を疑うことなく事務を進めたことに対して、私は大きな問題ではないかと思っております。熊谷市の開発許可の要件について、妥当性を事前に検討すべきではなかったかと思っておりますが、その件に対しまして、いかがでしょうか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

委員の御質問にお答えいたします。

収用証明書の内容を県農林部が確認しないことについてだと思えますけれども、これまでも委員会の中で御説明いたしました。農地転用許可に当たりましては、都市計画法の開発許可が必要なものであれば、その開発許可の出る見込みというものを確認させていただいております。開発許可の判断につきましては、法の下に、今回の場合でいけば市が行われたということです。

したがって、様式の部分の議論がちょっとありますけれども、そもそも収用証明書の部分というのは公共移転ができるかどうかというところの部分でございますので、そこについて農地転用許可権者である県の方が詳細に立ち入ってチェックをするということまでの要請というものではないのではないかと、恐縮ですが考えているところでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

答弁ありがとうございました。

確かに、私も今日初めて収用証明書が今のものに至ったプロセスというのが理解、全部できたわけなんです。収用証明書はこのように変わるということ自体が、通常の行政手続ですと想像もつかなかった、あり得ないんじゃないかということ、それもチェックするところまで目が届かなかったのではないかなということ、私もやっぱりこれは思っておりますので、それは置いておきまして、しかしながら、このように誰がどのように動いてどのプロセスまでは、まだこの100条委員会では明確になっておりませんが、結果としましては偽りだったということが、これは結論が今この証明書で分かったわけがありますので、これをたどっていきますと、農地法の、前も私が質問いたしました、第51条、これは違反転用に対する処分という項目がありまして、その4項目のところに、偽りその他不正の手段により許可を受けたものというのがこの対象になっているという、こういう項目があります。このプロセスは、確かにまだ明確になっておりませんが、偽りということ自体は、これで私は明確になったのではないかなと思っております、つまり対象にはなると。先だって副知事の答弁には、こう言っているんですね。農林部を所管する副知事からは、「一義的に熊谷市が判断するもの、今回の開発のことに對しまして、熊谷市が判断するもの、県としてとやかく言う立場にはない」という答弁がありました。確かにこれも一理はあるんですけども、このように結果的にかなり大きな不正が行われていた要素があるという形になりますと、これは立ち戻って、県がやはり違反転用に対する処分の中の4項に該当しますので、対策を講じなければいけないというように私は読み取れるんです。これでも、農地法上適正な事務であったと言えるんでしょうか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

委員の御質問にお答えいたします。

農地法の中の農地転用許可をするときの基準というのは、一般基準というものと立地基準というものがあるというのが、昨年の11月5日の特別委員会において、農林部の方から御説明させていただきました。その部分の細かい基準の該当性判断というのは、適切に行われたものというふうに考えてございます。ただ、今委員から御指摘のあった51条の部分ですけれども、確かに51条の1項の4号のところの規定があるじゃないかという御指摘で、これはございます。ですので、そのときにお答えしたように、世の中全ての、いかなる行政処分であっても、行政処分が一切取り消さないとかそういうことではないというのは御説明申し上げました。ただ、今般の事案についての行政の取扱いというものにつきましては、これは個別の許可の取扱いにもなってございますので、予断をもってこの場でお答えするという事は適切ではないと思いますし、そういうことで答弁は差し控えさせていただきますと存じます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

答弁ありがとうございました。

私、今回この100条委員会で強く感じたことは、100条委員会の委員は、この課題というか問題を追究しようということで、どちらかといえば社会正義に基づいてやっているような姿勢で臨んでいるんですけれども、何か組織を守るみたいな、そういうふうにエネルギーを使ってしまうと、県民のために私はならないと思うんです。今、この事象を例えば見ただけでも、完全たる収用証明書が収用証明書たるものではなかったということが実証されたわけでありますので、ですからそのエネルギーというのは、これは究明する方向に向かわなければ、私は適正ではないと思うんです。そういう考えに基づいた答弁というのはできないんですか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

お答え申し上げます。

県民のためというか、当然役所ですので、そういうことでやっていかなければいけないと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、一般基準と立地基準のところの要件該当性判断のところというのは、適切に行われたものだと考えております。ですので、もしかすれば委員は取り消すべきだというお考えなのかもしれませんが、そこにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、個別の許可の取扱いでございますので、この場で私のほうから予断をもってお伝えするという事は適切ではございませんので、答弁は大変恐縮でございますけれども、差し控えさせていただきますと思います。

委員長

木下高志委員。

木下委員

それでは、どの場でどういう時点におきまして判断をなさるんですか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

それは先ほど来申し上げておりますけれども、私申し上げているように許可時の一般基準と立地基準の要件適合性の判断につきましては、ここは農地法の部分というのはやらせていただいたと思っております。公共移転の部分につきましては、都市計画法の部分でもございますので、ここはそういう関係もありますので、今の時点ではちょっと申し上げられないということでございます。大変恐縮でございますけれども、繰り返してございますけれども、この答弁しかできないということでございます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

先ほども申し上げましたけれども、この委員会室にいるほとんどの人が、この新しい資料を見て、これは適切ではなかったという認識を私は持っている、と思うんです。ですから、そういった趣旨に基づいて、エネルギーを組織として改善に向けてもらうように、是非努力していただきまして、私の質問を終わりにいたします。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

私からは、収用証明書らしきものが収用証明書として使われてしまったということについては、今の木下委員の質問でいいと思うんですけれども、3割雇用について、県の許可の部分について、改めて指摘をさせていただきたいというふうに思います。

農業従事者の3割雇用の実現可能性の精査が、私は県の精査が不十分だったというふうに考えております。

例えば、新井機械から3割雇用の広告の資料が提出されていましたが、それを見ても、広告代理店の証明書にすぎなかったんですね。本当に実際に配布をされた、折り込みをされた広告がなかった、示されていないんです、いまだにです。これは私の勝手なあれですけども、アイテムに載せたとなっているんですね、その広告が。イーアイテムというのは、過去の求人広告も検索できるんです、ネットで。そうすると、新井スーパーという検索は、全然熊谷でひっかかってこないんですね。こういう事実も判明しています。本当に折り込みをされたのかも分からないような状況の中で、県は許可を出して、平成29年の4月10日ですか、そこから3割雇用をどうやって達成すべきだったのか、いまだに見えてこない。今もしているんだか分からない。期限も分からない、その実現の、目的の達成のための。それで、全体の雇用者数も分からない。分母ですね。分母が分からなければ、3割雇用の人数も出てこない。そういったことが、全然資料で出てこないし、どう考えているのか分からないし、それでこの許可をしている。この時点で、目的不達成なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

田村委員の御指摘にお答え申し上げます。

3割雇用の部分なんですけれども、まず段階分けて御説明いたしますけれども、許可時ですね。先ほど御指摘のあった平成29年4月10日に、農地転用許可を出しました。これについては、平成29年の2月、確かな日付は思い出せないのですが、2月中に市の農業委員会の方に申請書を出されました。そのときに、どのような処理をしたのかというと、3割雇用の規定を使って許可を行う場合には、その申請書に事業者、今回でいきますと新井機械製作所になるわけなんですけれども、その新井機械製作所から雇用計画というのを出していただくということと、もう一つは、申請者でございます新井機械製作所と、地元の自治体である市との間で結ばれた雇用協定を添付するということになっていまして、これは国の通達等にも、そういう事務処理の中身というのが示されてございます。ですので、許可時においてどういう判断を行ったかということになりますれば、そういう申請書につけられていたそういった雇用計画書の案ですとか、雇用協定書の中身、そういったものを見て、そのときは判断をしたものでございます。

何人かということにつきましては、確か資料があって、ちょっと今ぱっと出てこないんですけれども、確か100名程度を予定していたと思います。なので、3掛けの30名程度を3割雇用でやっていくという、そういう事業計画というか見込みというものも出されていたというふうに、数字ちょっと定かではないですけれども、そういうものを見て許可をしたということでございます。

まず、許可時につきましてはそういう判断です。今、委員から御指摘があったのは、その後の取扱いの部分でございます。当初、許可をしたときに、どういう仕立て、たてつけにして3割雇用を実現していこうかと考えていたかといいますが、その雇用協定書の中に、例えば開店をして、開店をした後に一定の期間ごとに市に対して報告をもらうようになってございました。そういうルールを盛り込んでおりました。ですから、開店をした後にそういう報告をもらう中で、仮にもしそのときに3割を切っているとか、そういう状況になってくれば、そのときに、例えば地域の幅というか雇用を求める地域のエリアを大きくするですとか、あとは募集の年齢要件を変えるですとか、そういったものを使いながら何とかしてというか、当初の許可の内容である3割雇用というのを実現していくという、そういうスキームというか、そういうたてつけで考えておりました。

ところが、今回の場合でいきますと、開店をする前に第3者に移ってしまったということで、今そういう元に戻させるとかそういった指導をしているということで、許可の段階においては、ですからそういう関係する自治体も含めまして、また、熊谷市の職員の方も証人喚問で証言なさっていましたけれども、確かに地元の状況を見ながら、見て許可をしたということでございます。そういう形で許可をしたというものでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

ありがとうございます。

要は所有権移転すら把握していないんです、県は。去年の3月16日に所有権移転した

ことすら把握していないのに、何で3割雇用を把握できるんですか。そういった予定すらなかった、これ3割雇用をきちんとオープンなんなんだって追っていけば、農林センターが、ちゃんと確認作業をしていけば所有権が移っていることも分かるし。手続きがずさんで、全くこれを許可したからにはもう見ませんと言っているようなものに等しいと思うんですけれども、許可した後の事務手続きについて、いかが考えていますか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

許可をした後というのは、基本的な私の制度理解としますれば、先ほど申し上げたように、先方からそういう開店した後の報告書なんかをもらいつつ、受けて、それを吟味しながら、必要であれば必要な手を関係する自治体とも連携しながらやっていくという、そういうものでございます。そういうたてつけというか、そういう仕掛けとなっているというふうに理解をしております。ですから、今委員の御指摘のあった部分につきましては、能動的にどこまでできるかということについては、これは今後、県としてもその御意見を踏まえながら、必要に応じて考えていくべきところなのかと、現時点においてはそう思っております。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

すみません、最後の質問をします。

それでは、ちょっと再度お伺いしますけれども、平成29年12月の段階で、新井機械が広告を出して、募集がゼロだった時点で、県は報告を受けていますか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

その点につきましては、私が聞いている限り、確認している限りは、そういう報告を受けたという者は見てはございません。

前回の証人喚問時も、当時の所長だった奈良原前所長も、確かそのようなお話をなさっていたと記憶してございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

この100条の調査を行う中で、きょうは農林部ですけれども、調整区域にこういう建物を建てるには開発サイドの許可が必要で、そして一対となって農政の方も許可をする、農転の方も許可をする。だけれども、開発のほうに認められたから、そのまま追認というか、素通りで見過ごしちゃったのが今回の案件だと思っているんですけれども、その基本とな

る面積、そして予定建築物。これが今回の資料の中で、全く資料と関係なかったということが、今回の資料だけじゃないですけども、今までの調査の中で明らかになりました。だから、開発の方の根拠は熊谷、そして農地転用の方は埼玉県となっておりますけれども、その一番大事な面積と用途が、全く根拠がないものだということが、1万5,000のうちの216ぐらいはあるのかもしれないけれども、店舗じゃないですよ。明らかになってきたと思うんですけども、これはこういう資料が出て、この許可に当たって、熊谷の方と協議したりする可能性というのはいないんですか。

あるいは、我々100条委でこうやって調べておりますけれども、自らが国土交通省に対して調査を依頼したり、確認を依頼したりするということはないんですか。明らかにだまされているんですよ、あなたたち。だまされているか、一緒にやったのかは知らないけれども。

ですから、ここの場だと熊谷のせいだ、熊谷のせいだって逃げてしまっているけれども、それを追認というか、素通りで認めてしまっていて、その根拠となるものが全くでたらめだということが分かって、熊谷の方とは情報を共有して、どうしようかと協議する気は全くないんでしょうか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

今の小島委員の御質問にお答え申し上げます。

本日、私も先ほど配られた資料、目を通させていただきましたけれども、制度の話として面積の部分というのは、農地法の部分でそれをどう見ているのかというところは、省令の中に条文がございまして、申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正と認められるかどうか、こういう部分で見えております。ですから、今回の事例でいけば、熊谷市の部分の約1.6ヘクタールですけども、1.6ヘクタールの部分をスーパーとして転用することが、熊谷市のその部分の1.6ヘクタールかどうかという、そういう審査をしています。ですから、山形県から熊谷市にくるというところが、正に公共移転の部分なので、そこが開発許可に係っているわけですから、少なくとも我々が見るべき面積の部分というのは、1.6ヘクタールはスーパーとして適正かどうかというところを、あくまでも判断をさせていただいたというところがございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

いやいや、そんなことは聞いていない。今までの調査、この委員会で、そういうようなたわ言は何回も聞いております。ちなみに、例えば調整区域を開発しようとした場合は、こんな面積が普通の民間事業者に対しては、こんな面積が必要なんですかと、必要ないじゃないですか、小さくしなさいと指導が必ず入るのに、今回は素通しだということを申し上げたいと思うんだけど、それはいいや。そうではなくて、こういう根拠となるものが違うということが分かったわけだよね。証拠がそろっているじゃないの、これ。首かしげているけど、そろっていないと思っているの、これ。証言、国土交通省の証言、そしてこの収用等証明書らしきもの。こういうものがそろったわけじゃないですか。これでもま

だ目を閉じて、これは適正に行われたものだと判断しているんですか。先ほど課長は答弁できないと言ったけれども、部長はどうなんですか、これ。こういう事実を認めないんですか。

委員長

農林部長。

農林部長

それについては、先ほどから課長も答弁しておりますとおり、あくまでも農地法に基づく立地基準、さらに一般基準に基づいて、農地法としては適正に許可を行ったというふうに考えております。それ以上のお答えはできないと思っています。

以上でございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

そんなことは聞いていないんです。

ですから、そういう自分たちで適正に処理を行ったという、その元となるものが違ったものが出てきたんだから、手続の評価は聞いていないんですよ。だから、さっき言ったんです。開発と農転は一体なわけよ。そこの基本の肝となる用途と面積が違うんだから、これは早急に関係者で精査、協議すべきではないかと言っているの。そんな今までやった手続、ずっと熊谷市も埼玉県も適正にやった適正にやったって言ったら、もう耳にたこができるくらい聞いていますので、そうではなくて、新しい事実が出てきたのだから、これに対してどう対応するかということを知っているんです。

委員長

農林部長。

農林部長

基本的には、これも今までのとおり、御答弁しているとおり、開発の許可に関しては、熊谷市の判断というふうに考えておりますので、収用証明書等については熊谷市の判断がまずは優先されるのだらうというふうに思っております。

ただ、これまでも副知事も証明書等につきまして確認ということも御答弁させていただいております。ですから、今回の資料が新しく出てきたということ踏まえまして、県として何ができるかというのを検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

ですから、先ほども言ってますけれども、100条委員会で今いるのは、埼玉県の農林部さん、あとはマスコミさんしかいないわけですけども、こういう事実が正式な文書公開、法的にのっとった文書の公開条例で出てきて、その根拠となるものがでたらめだとい

うことが分かっているにも関わらず、当初の許可を一緒に共同で出した熊谷には通知もしないし、協議をしないということですか。協議も通知もしないの。こういうことが分かりましたけれども、この案件は元となるものがおかしいから、もう一回精査して対応考えましょうというのが普通じゃないですか。

委員長

農林部長。

農林部長

それについては、熊谷市が判断するものというふうに考えております。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

だから、あくまでもこれ熊谷だけでできる開発ではないではないですか。県の許可もあって開発ができたんじゃないですか。それを、一方的に熊谷のせいだけにできてしまうんですか、これ。何でそうやって責任を逃れようとしているのか分からないけれども、新しい事実、現実が目の前にあるんだから、それに対応しないと言っているんでしょうか。

委員長

農林部長。

農林部長

先ほども御答弁申し上げましたけれども、証明書も含めまして、こういう新しい事実が出てきましたので、県として何ができるかというのをしっかり検討した上で対応していきたいというふうに考えております。

委員長

中川浩委員。

中川委員

今のやり取りを違う観点でお尋ねしますけれども、今回の案件で、プランニング会社がいわゆるコンサルタントというふうに言えばいいんでしょうか。こういうことを知っていれば着手しなかったかもしれないというふうに、一方でプランニング会社はおっしゃっている。今日までに出てきたことで、県は農地法の観点で許認可を持っている。そういう中で、今回の特別委員会がこの案件だけが僕は審議されるということではなくて、今後につながるような特別委員会になるといいなというふうな観点でお尋ねするんですが、プランニング会社がおっしゃっているような観点というのは、こういう資料を見ると思うところがありますか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

ですから、これは確かにいろいろな御指摘を受けていますので、県として適正に、行政というか農地法にのっとった許可行政やらないといけないというのはありますので、いろいろな受けている御指摘を踏まえて、必要に応じて改善すべきことがあれば改善をしていくということがあると思います。

ただ、今中川委員がおっしゃっている、例えば公共移転の収用証明書の経緯とか、その部分まで農林部で追えと言われたときに、これが制度的に、そういうのがどこまでの責務があるかどうかというところはお答えしかねます。

たばたプランニングの証言というのは、たしか収用証明書の部分だったと思いますので。

委員長

中川浩委員。

中川委員

行政の皆さんは、たればの議論は嫌いかもしれませんが、もし今日までの資料が県の許認可を判断する段階で知り得たら、何か感じることはありますか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

農地法の部分であれば、それはそういうのがあると思いますけれども、それはふだんやっている仕事の中で、当然それは振り返って、必要に応じて改善をしていくということが必要だと思いますので、それはそういう認識ではおります。

委員長

中川浩委員。

中川委員

最後にしますけれども、先ほどの県の説明で、開発許可の見込みの前提でというふうなお話がありましたのでお尋ねしているんですが、当然開発の許認可は市だと知っているし、我々も、そして国交省さんの判断というのは県の判断ではないということは知っている前提ですけれども、誰でも全てを完璧に、全力でというのは不可能だと思うんですけれども、それらを踏まえて教訓というのは、どういうことですか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

調査特別委員会、まだ調査終わられていけませんので、報告書等取りまとめられると思いますけれども、そういう内容を吟味して、必要に応じて検討していくということだと思いますし、本件の教訓ということであれば、これは以前11月5日に、確か安藤委員からの御指摘で、タイムラグあるではないかという御指摘ありました。ですので、所有権移転されたものも、元に戻るまでタイムラグあるではないかと、そういった御指摘は確かに受け

止めて、そういったところを教訓にして、今後にかしていくというか、農地行政をやっていくという、そういう意味での教訓というのは、私自身としてはあると思っています。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

僕は県の責任というか、県の果たす役割としてどうかという論議になっているんですけども、そこで言えば、事前協議の在り方というふうに不十分があったのだろうと。そこは改善の余地があるので、さっき部長が言われたように、今日新たに資料が出て、それを踏まえて今後何ができるかということで、生かしていただきたいと思う。というのは、確かに開発が熊谷で下ろしましたというところから始まると、それは行政手続的には必要な資料もそろえて、クリアして出されるから、それを尊重するというのは地方自治体として当たり前ですから。ただ、なぜ開発案件には事前協議というのが、結構な時間を設けて行われるかというのは、不適切な開発にならないようにということで、その事前協議という期間と協議の場が設けられているのですね。そこは、同じテーブルの上に、県も熊谷の開発の人たちも、皆一緒になって話す場がつけられているわけですよ。そういう中で、熊谷の方の開発が、特例で認められるのではないかとということで主張した。それに対して、当初農林振興センターは、こういうことはどうだ、こういうことはどうだと疑問を呈していた。ところが、どこから可能だというふうになるんですけども、その段階で、今回が公共移転という今まで余り事例のない案件だから、出されてきたその決め手となるこの土地収用等証明書についての信憑性について、熊谷市さんはどう確認しているんですかというところができるれば、こうならなかったんじゃないかという、今となっては思うんですけども、そういうことが不十分だったということだと思えます。そういう意味では、今後、土地収用証明等に公共移転の開発の案件のときには、実際の売買面積を必ず確認するとかマニュアル化するとか、そういうことが今後だと思えるだけでも、だから、そういう意味では事前協議の段階が非常に不十分さがあったのだろうと、私は思っています。それを指摘だけしておきます。答えは別にいいですけども。

委員長

木下高志委員。

木下委員

すみません、関連で1点だけ。

先ほどから答弁聞いていますと、組織、農地法に対しましては云々という形の考え方が中心となって答弁されたと思うんですけども、私は先ほど51条の件で質問いたしました。偽りその他不正の手段により許可を受けたものという、この51条がありますけれども、今回の土地収用証明書、これは偽りであったという認識を持っておるんですけども、このことをもって51条の偽りその他不正の手段により云々というのは、対象になるのかならないかというのは、どちらになるのでしょうか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

今回、資料を提示されたばかりですので、偽りかどうかという認定をこの場でするかどうかというのは、ちょっと不可能だと思います。ただ、あくまでも農地法の部分、これ農地法ですので、農地法の中で、農地法の申請に関わる部分でどういう手続きがあったかというのを精査して、確かにこの4条に関わるよねというふうになれば、それは委員のおっしゃるとおり、51条というのが適用される場面というのも、それはこの件に限らずですけども、一般的に妨げられないので。ただ、この場で当たるかどうかというその判断はしかねます。

委員長

木下高志委員。

木下委員

ということは、すぐ判断はなかなかできないというのは私も理解できますけれども、つまり、これが偽り、事実と異なっているわけですから、これをきちんと内部で精査して、偽りだということが皆で合意した場合には、この51条は適用されるということですよ、今言われたことというのは。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

ですので、51条が適用したときに最後どうなるかという問題はありますけれども、少なくとも51条に照らされる場面は、どの案件であってもあり得るということでございます。

委員長

小島信昭委員。

小島委員

先ほど来質疑をさせていただいておりますけれども、先ほど部長が答弁をして、よく分からない答弁なんだけれども、昭和44年の施行ですけれども、「開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書」というのが出ていて、それはもう皆さん御承知のとおりだと思います、農林部は。だけれども、あえて読みますけれども、先ほど私が言ったこと。「その他の連絡」ということで、開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書。3(2)「開発許可権者又は転用許可権者は、都市計画法第29条若しくは第43条第1項又は農地法第4条第1項、第5条第1項若しくは第73条第1項の規定に違反して開発行為等を行っている事例を知った場合において、当該事例に係る土地の全部又は一部が農地等であるときは、遅滞なくその旨を相互に連絡するものとする」という覚書があるんだけれども、これは無視するということ。我々が本日提供した資料を精査して間違いはないけど、それでもこの覚書を守らないということですか。

委員長

農林部長。

農林部長

先ほども申し上げましたとおり、今回の新たな資料が出てきたということを踏まえまして、何ができるかを検討していきたいとお答えしたと思います。ですから、そのように対応していきたいと思います。

ですから、必要があればこの覚書に基づいた取組を行うということだと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

部長、答弁変わっているよ。県は農地法上のことしかやらないと言って、開発の方は市だけだと言っていたじゃないですか。

委員長

農林部長。

農林部長

先ほど申し上げましたのは、農地法は農地法で適正に許可をしました。開発にしましては熊谷市の問題であるとお答えしただけで、今回についてはそういう新たな資料が、先ほどお答えしましたとおりに、新たな資料が出てきたので、これを踏まえて何ができるかを検討していきたいというふうに、先ほどお答えしたところでございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

違う、部長の答弁違う、さっきの。議事録起こしてもいいですよ。

さっき部長は、熊谷市が判断したこと、市が判断したことは、県の農地法上関与しませんと言っていたでしょう。さっき言ったんですよ。それが市の条例違反でも、これまでそうですよ、市の条例違反でも関与はしませんと言っているんですよ。だから、我々は今後一切熊谷市とか、ほかの63市町村が全て判断したことは、県は判断しないで、農地法だけで処理していくものだというふうに私は今認識していたんですけども、違うんですか。

委員長

農林部長。

農林部長

ですから、農地法の許可を取る、許可を出す際には、開発との調整を行うというのはルールでできておりますので、それを行った上で、両者が認められるものについては許可を出すということだと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

違うでしょう。開発は開発、市の判断。農地法は農地法、県の判断。それだけだと言ったじゃないですか、さっき。答弁変わっていますよ。明らかに変わっている。今、これを読む前から明らかに変わっていますよ。どちらが本当なんですか。

委員長

農林部長。

農林部長

それぞれの開発許可権者において可能だと判断した場合には、相互の連絡調整を行った上で出すということだと思います。

以上でございます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

では、具体的に聞きます。これから市の判断で収用等証明書が出てきた場合に、確認もしないで今後も……。職務外と言ったんだからね。やるんですか。農地法上の問題だけで。あと、その当該市が開発の申請をするときに、都市マスも条例も市の農振計画も見ないで判断するのですか。

委員長

農林部長。

農林部長

ある案件について許可をする場合だと思いますので、その開発許可を出すか出さないか、許可をするかしないかは市の判断だと、市に下りていれば市の判断だと思いますので、市が許可相当としたもの、また我々が農地法も許可相当としたものについては、農地法も許可をすることになると思います。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

では、もう一度確認します。

権限がおりているところに関しては、これから確認しないということですね。これからも。

委員長

農林部長。

農林部長

あくまでも許可権者間での連絡調整はさせていただきます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

それでは、また元に戻って、確認するんじゃないですか。調整するんじゃないですか。では、これもまた新たな事実が戻ってきて、また第1種農地というのはまだ残っていて、やらないとだめじゃないですか。やらなければいけない事案がいっぱいあるじゃないですか。戻らなければ、それは、熊谷市の判断ではなくて、連絡調整の判断ですよ。範囲ですよ。

委員長

農林部長。

農林部長

ですから、先ほど小島委員からございました覚書につきましては、今後我々で、今回の資料等を検討した上で、必要であればこの覚書に基づきまして、熊谷市との調整を行うということだと思えます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

では、私は今的確に言います。この開発では、まず収用等証明書という収用証明書らしきものが出てきたということが分かったということ。

熊谷市の第1種農地を開発できないという現実が分かったこと。それについて目をつづったということ。

この2つの2点だけをもって、県は連絡調整会議を開いて、このことについて熊谷市と調整をしなければいけない事案だと私は思いますが、いかがですか。

委員長

農林部長。

農林部長

まだ、中身を十分確認しておりませんので、ここではお答えを差し控えさせていただきます。

委員長

田村琢実委員。

田村委員

それでは、私の方から明確に言いますね。

今の2点をもって、連絡調整会議をして、ちゃんと調整をし、資料の確認等々のやり直

しをしてください。それをもって6月までに報告を頂きたいと。任期が変わってしまいますけれども、6月までに報告を頂きたいと思います。

委員長

中川浩委員。

中川委員

検討の結果がどれぐらいの時間軸が必要だと思われますか。少なくとも。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

すみません、それは、今確定的なお答えはできないです。どういうところをどういうふうにして、どの範囲でやるかというのも全然分かりませんので、そこは今、何月何日までにということは、私の口からは確定的なことは言えないです。

委員長

中川浩委員。

中川委員

何月何日とは申し上げておりません。少なくともどれぐらいかかりますかとお尋ねしたのですけれども、例えばの話ですが、今日この後休憩時間があって、執行部で話し合うなんていうことは考えていない。いかがですか。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

お尋ねの趣旨があれですけれども、それはどのぐらいかかるかというのは……。すみません、質問の趣旨が取れませんでした。

委員長

中川浩委員。

中川委員

検討をする時間を要する期間が、少なくともどれぐらい必要だとお感じですかとお尋ねしました。

委員長

農業政策課長。

農業政策課長

大変失礼しました。

今、100条委員会で調査なされている最中でもありますし、いろいろな論点が出されてくると思いますので、そういった報告書の中身とかそういうものも吟味して、改善すべきところがあるのかどうかということも含めまして、考えて、それからどのくらいかかるのかというのは導き出されてくると思いますので、そこまでのお答えしか、今この場ではできません。申し訳ありませんけれども。

委員長

村岡正嗣委員。

村岡委員

意見です。

今回、新たな資料が自民党から出されました。この資料の信憑性は、それはそれで課題ですけれども、ただ、極めて土地収用等証明書がいろいろな経緯で、現実と違うものがつくれ、それが今日の事態を招いた一番の原因になっていることは明らかで、それで証人喚問終わりましたので、是非委員長におかれては、今後この調査委員会をどうされていくのか。経緯等をまとめ、報告書をつくっていくと思うのですが、県に対しては先日決議を上げましたよね。そのことも踏まえて、是非全員が納得するような報告書にまとめ上げるという意味の、時間も期間も頂きながら進めていただきたいということで、今でなくてもいいのですが、今後の方向性についても、きちんとお示しを頂きたいと思います。

今回は、こういうものが突然提案されて、これはこれでよしとしますけれども、そこを全部の委員が、今後どういう見通しで委員会を進めているのか、それについて是非委員長の考えがあれば、それも含めてお答えいただければありがたいのですけれども。後でもいいですけれども。

委員長

村岡委員の御意見として承っておきたいと思います。

板橋智之委員。

板橋委員

村岡委員の話、今後の検証というか進め方について、関連するのでお話しさせていただきたいのですが。

今日の資料を見て、これは明らかに代理人、恐らくこれは田並元代議士というふうに断定を、我が党ではしておりますが、依頼をしてこのような文章をつくったということが推定されると。となると、かつて証人として田並元代議士がお越しいただいたときの、私が質問したところ一節だけを読みますと、収用証明についてお聞きしますということで、数字を入れて、ここにはこういう文言を入れてもらいたいですとか、そういったところまでデザインをされたというふうに推測されるのですがいかがでしょうかとお聞きしたところ、田並証人は、それはありませんと明確に否定をしています。これというのは、言わば偽証という疑いも検証していく必要があるのではないかと感じておりますので、意見として発言させていただきます。

【調査報告書の協議】

委員長

木村勇夫委員。

木村委員

私の方から、調査報告書に関しまして、以下3点申し述べます。

まず、24ページであります。24ページの「オ」の結びのところの下のほうのパラグラフのところ、「県は、再度、適正な手続により、本件事案を見直し、精査し、その結果に基づき、適切な処分を行うとともに、議会に報告すべきことを指摘する」とございます。

1点目でございますけれども、調査報告書にもあるとおり、常任委員会による調査では、関係者による事情の聴取が行えないおそれがあるなど、限界があるという理由によって、その実効性が刑事裁判をもって担保される強力な権限を持つ100条委員会で調査を行ったところでございます。その結論が、県に対して再度、本件事案を見直し、精査し、議会報告を求めるというのでは、おかしいのではないかと思います。

また、100条委員会の調査は、過去の出来事の糾弾に終始するだけでなく、どうしたら今後同じようなことが起こらないようにするかなど、本来、未来志向的な結論を得るところにその目的があると思われるが、報告書の結びはそうした部分も含めて県へ丸投げしているようにしか見えないということがございます。

次、2点目でございます。同じところ、同じ部分に関してでございますが、「適切な処分」との記述が農地法許可の取消しを意味しているのであれば問題でございます。国政調査権に関する解説を読むと、個々の行政処分を取り消し、停止させるというようなことはできないことは当然であると思っております。100条調査権にも当然に当てはまると考えます。調査報告書のこの記述が、暗に県に許可の取消処分を求めたり、県が今後行う本件許可に関する行政指導を何らかの形で縛る、例えば、予算の執行停止決議のごとく、議会に報告して了となるまで指導ができないなどのようなものであってはならないと考えます。

よって、この場で、この報告書のこの文言の意味、趣旨や、そうした縛りかけのような意味ではないということを確認させていただきたい。また、少なくともこのような疑義が生じる「処分を行う」という表現は、削除すべきであると思えます。

3点目は、20ページ、21ページの「(ア)関係機関との連絡・調整が不十分」という部分についてであります。今回調査の対象となっている県の事務である農地転用許可処分と、調査対象ではない熊谷市の事務である開発許可処分は、9ページの表にもあるとおり、それぞれ目的も異なる独立した事務でございます。そして、100条委員会の調査の範囲は、あくまで埼玉県の手務である農地転用許可でございます。にも関わらず、報告書の中では、密接に関連するという説明だけの基に、開発許可に必要な土地収用等証明書の確認や、市条例解釈について確認・連絡・調整不足と言及しており、その指摘は県の事務の範囲を超えていると思われれます。県と市の調整の根拠となっている昭和44年の農林省・建設省の覚書が報告書に記載されているような内容まで求めているかは、必ずしも明らかではなく、20ページから21ページ、「(ア)関係機関との連絡・調整が不十分」の部分は削除を含めて見直すべきであると思えます。

以上の3点を申し述べます。そして、2点目に申し上げました「適切な処分」という文言の意味、趣旨や、「適切な処分」という言葉が、県が今後行う本件許可に関する行政指導を何らかの形で縛るようなものではないということを確認をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

委員長

それでは、木村委員から質問がありました。取消処分の件が言われました。取消処分関係、関係機関との調整について申し上げます。

本県農林行政への信頼回復のために、執行部がどう考えるのかが重要なことであります。調査報告書は、まず県が再度適正な手続により本件事案を見直し、精査すべきことを指摘しています。その精査の結果に基づき、しかるべき処分が必要となるという趣旨で、「適切な処分」と明記しています。これに関しては執行部が判断することだと思えます。

次に、本委員会の調査の結果、様々な課題が明らかとなりました。その上で本委員会といたしましては、県に対し農林行政への信頼回復に向け、しっかりとした対応を求めるものであり、速やかに疑義を明らかにすることが、何よりも優先されると考えるものであります。

熊谷市との関係です。関係機関との調整については、熊谷市の開発許可処分は、県の事務ではありませんが、農地転用許可処分と密接に関連しており、完全に切り離すことはできませんので、本委員会としてはあえて申し添えることとしたいと思えます。

よろしいですか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

中川浩委員。

中川委員

文言についてというよりも、委員会の存在、この報告をもって完全に委員会を閉じるというふうなことで委員会の意思の確認をさせてください。

よろしくお願いします、念のため。

委員長

疑義が残る部分はあるものの、事案の全容はおおむね解明され、問題点や改善を要する点は浮かび上がっています。事案に対し、執行部に対応していただく必要があることから、指摘事項等を含めた調査内容を取りまとめ、報告を行うものであります。

ということでもいいですか。

< 「はい」と言う人あり >

委員長

ほかに。

小島信昭委員。

小島委員

質問ではなくて、指摘をさせていただいて、是非ともお取り上げを頂きたいんですけども、16ページの(ウ)の上の段なんですけど、「なお」から始まる「なお、国土交通省」というところですね。だから(イ)の一番最後の部分です。「なお、国土交通省東北地方整備局は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく請求に対し開示をした文書の非開示部分のうち、熊谷市から提出された文書の送信者等を開示し、本事件に真相解明のために協力すべきである」と指摘をしているんですけども、実際100条委員会の要請に基づいても、黒塗りで返ってきました、文書を送った人の名前ですね、代理人の方のお名前なんですけれども。

一方ですね、法律を読みますと、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第2章の第7条には、「行政機関の長は開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合であっても、公益上は特に必要があると認められるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」という条項があるんです。

これですね、そこの黒塗りの文章だけを取るのではなくて、全体の流れから非常にあそここの部分はですね、委任状の委任をされた方の名前が恐らく載っていると思っているんです。それが出てくれば、本来今回は偽証罪で特定の方を告発できるような100条委員会になったかと思うんですけども、あの部分だけが黒塗りになっていて、そこまでの証拠がそろわなかったわけでありますので、是非ともですね、これは議長のほうに申し入れをしていただいて、埼玉県議会として、今言いました第7条に基づいて開示を請求をしていただきたいと思います。

あと、もう一步のところでありますけれども、今委員長の報告にあったとおり、今回で打ち切るということでありますけれども、これは埼玉県で大変重要な問題だと認識をしておりますので、是非ともお取り計らいをお願いをしたいと思います。

委員長

ただ今、小島委員から提案のあったとおり、手続を行うことに御異議ございませんか。

< 「異議なし」と言う人あり >

委員長

それでは、提案のとおり手続を行うことと決定いたしました。
手続の詳細については、正副委員長に御一任願います。

< 「異議なし」と言う人あり >